

# 平成30年度能美市予算書

一般会計

特別会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

温泉事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

企業会計

水道事業会計

工業用水道事業会計

公共下水道事業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計

議案第25号

平成30年度能美市一般会計予算

平成30年度能美市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,630,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月28日提出

能美市長 井出敏朗

(能美市一般会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		7,831,000
	1 市民税	3,318,700
	2 固定資産税	3,491,500
	3 軽自動車税	118,500
	4 市たばこ税	303,000
	5 入湯税	7,500
	6 都市計画税	591,800
2 地方譲与税		200,000
	1 地方揮発油譲与税	55,000
2 自動車重量譲与税		145,000
3 利子割交付金		10,000
	1 利子割交付金	10,000
4 配当割交付金		20,000
	1 配当割交付金	20,000
5 株式等譲渡所得割交付金		6,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	6,000
6 地方消費税交付金		900,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 地方消費税交付金	900,000
7 ゴルフ場利用税交付金		34,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	34,000
8 自動車取得税交付金		50,000
	1 自動車取得税交付金	50,000
9 地方特例交付金		40,000
	1 地方特例交付金	40,000
10 地方交付税		4,200,000
	1 地方交付税	4,200,000
11 交通安全対策特別交付金		4,500
	1 交通安全対策特別交付金	4,500
12 分担金及び負担金		475,064
	1 分 担 金	4,410
	2 負 担 金	470,654
13 使用料及び手数料		292,471
	1 使 用 料	206,288
	2 手 数 料	86,183

(単位：千円)

款	項	金 額
14 国庫支出金		2, 5 5 8, 2 0 5
	1 国庫負担金	1, 5 2 4, 6 2 2
	2 国庫補助金	1, 0 2 3, 6 4 2
	3 国庫委託金	9, 9 4 1
15 県支出金		1, 0 3 9, 4 4 5
	1 県負担金	6 6 7, 1 2 0
	2 県補助金	2 6 6, 7 2 3
	3 県委託金	1 0 5, 6 0 2
16 財産収入		1 9, 9 4 2
	1 財産運用収入	1 7, 9 4 1
	2 財産売払収入	2, 0 0 1
17 寄附金		4 9, 1 2 5
	1 寄附金	4 9, 1 2 5
18 繰入金		1, 6 9 6, 3 6 4
	1 基金繰入金	1, 6 9 4, 1 4 2
	2 特別会計繰入金	2, 2 2 2
19 繰越金		5 0, 0 0 0

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 繰越金	50,000
20 諸収入		275,384
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	450
	3 貸付金元利収入	61,932
	4 受託事業収入	16,799
	5 雑入	196,201
21 市債		2,878,500
	1 市債	2,878,500
歳 入	合 計	22,630,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		217,134
	1 議会費	217,134
2 総務費		1,973,405
	1 総務管理費	1,610,655
	2 徴税費	245,841
	3 戸籍住民基本台帳費	77,467
	4 選挙費	12,785
	5 統計調査費	4,951
	6 監査委員費	21,706
3 民生費		8,105,190
	1 社会福祉費	3,264,593
	2 児童福祉費	4,567,172
	3 生活保護費	273,385
	4 災害救助費	40
4 衛生費		2,209,781
	1 保健衛生費	853,558
	2 環境衛生費	291,815



(単位：千円)

款	項	金額
	3 清掃費	1,064,408
5 労働費		21,056
	1 労働諸費	21,056
6 農林水産業費		364,920
	1 農業費	331,898
	2 林業費	32,555
	3 水産業費	467
7 商工費		457,599
	1 商工費	457,599
8 土木費		2,692,653
	1 土木管理費	133,761
	2 道路橋りょう費	830,025
	3 河川費	8,511
	4 都市計画費	1,642,336
	5 住宅費	78,020
9 消防費		888,045
	1 消防費	888,045

(単位：千円)

款	項	金額
10 教育費		2,487,480
	1 教育総務費	334,386
	2 小学校費	343,799
	3 中学校費	155,312
	4 社会教育費	1,067,417
	5 保健体育費	586,566
11 災害復旧費		250
	1 災害復旧費	250
12 公債費		3,053,283
	1 公債費	3,053,283
13 諸支出金		139,204
	1 基金費	139,204
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出	合計	22,630,000

## 第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
固定資産税評価替支援業務	平成 3 1 年度から 平成 3 2 年度まで	7, 496 千円
博物館建設事業	平成 3 1 年度から 平成 3 2 年度まで	1, 474, 000 千円

### 第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 509,400	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（た だし、利率見直し 方式で借り入れる 場合は、当該見直 し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
一般廃棄物処理事業	307,800			
一般事業	33,600			
地域活性化事業	10,100			
防災対策事業	19,500			
合併特例事業	700,100			
地方道路等整備事業	49,700			
緊急防災・減災事業	65,400			
公共施設等適正管理推進事業	402,900			
臨時財政対策債	780,000			
計	2,878,500			

議案第26号

## 平成30年度能美市国民健康保険特別会計予算

平成30年度能美市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,713,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月28日提出

能美市長 井出敏朗

(能美市国民健康保険特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		964,800
	1 国民健康保険税	964,800
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 県支出金		3,393,160
	1 県負担金・補助金	3,393,160
4 財産収入		1,032
	1 財産運用収入	1,032
5 寄附金		10
	1 寄附金	10
6 繰入金		352,459
	1 一般会計繰入金	352,459
7 繰越金		10
	1 繰越金	10
8 諸収入		1,519
	1 延滞金加算金及び過料	1,229

(単位：千円)

款	項	金額
	2 預金利子	10
	3 雑入	280
歳入	合計	4,713,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		73,913
	1 総務管理費	64,282
	2 徴収費	9,411
	3 運営協議会費	220
2 保険給付費		3,315,578
	1 療養諸費	2,877,711
	2 高額療養費	421,600
	3 移送費	60
	4 出産育児諸費	12,607
	5 葬祭諸費	3,600
3 国民健康保険事業費納付金		1,253,403
	1 医療給付費分	874,103
	2 後期高齢者支援分	285,900
	3 介護納付金分	93,400
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 保健事業費		53,370



(単位：千円)

款	項	金 額
	1 保健事業費	21,251
	2 特定健康診査等事業費	32,119
	△ 疾病予防費	0
6 基金積立金		1,032
	1 基金積立金	1,032
7 公債費		500
	1 公債費	500
8 諸支出金		14,194
	1 償還金及び還付加算金	4,372
	2 繰出金	9,822
9 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	4,713,000

議案第27号

## 平成30年度能美市後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度能美市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ545,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 後期高齢者医療広域連合納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月28日提出

能美市長 井出敏朗

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		408,620
	1 後期高齢者医療保険料	408,620
2 使用料及び手数料		20
	1 手数料	20
3 国庫支出金		1,080
	1 国庫補助金	1,080
4 寄附金		10
	1 寄附金	10
5 繰入金		134,860
	1 一般会計繰入金	134,860
6 繰越金		10
	1 繰越金	10
7 諸収入		500
	1 延滞金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	450
	3 雑入	30
歳入	合計	545,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		11,356
	1 総務管理費	663
	2 徴収費	10,693
2 後期高齢者医療広域連合納付金		533,234
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	533,234
3 諸支出金		460
	1 償還金及び還付加算金	450
	2 繰出金	10
4 予備費		50
	1 予備費	50
歳出	合計	545,100

議案第28号

平成30年度能美市介護保険特別会計予算

平成30年度能美市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,200,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月28日提出

能美市長 井出敏朗

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,019,084
	1 介護保険料	1,019,084
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		876,425
	1 国庫負担金	706,160
	2 国庫補助金	170,265
4 支払基金交付金		1,090,399
	1 支払基金交付金	1,090,399
5 県支出金		607,988
	1 県負担金	578,909
	2 県補助金	29,079
6 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
7 寄附金		10
	1 寄附金	10
8 繰入金		606,248

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 一般会計繰入金	606,248
9 繰越金		30
	1 繰越金	30
10 諸収入		96
	1 延滞金、加算金及び過料	30
	2 預金利子	10
	3 受託事業収入	10
	4 雑入	46
歳 入	合 計	4,200,300

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		64,465
	1 総務管理費	29,797
	2 徴収費	4,756
	3 介護認定審査会費	29,912
2 保険給付費		3,954,000
	1 介護サービス等諸費	3,655,235
	2 介護予防サービス等諸費	79,194
	3 その他諸費	2,500
	4 高額介護サービス等費	77,382
	5 高額医療合算介護サービス等費	14,070
	6 特定入所者介護サービス等費	125,619
3 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
4 地域支援事業費		180,700
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	84,480
	2 包括的支援事業・任意事業	96,220



(単位：千円)

款	項	金額
5 基金積立金		1 0
	1 基金積立金	1 0
6 公債費		1 0 0
	1 公債費	1 0 0
7 諸支出金		8 1 5
	1 償還金及び還付加算金	8 1 5
8 予備費		2 0 0
	1 予備費	2 0 0
歳出	合計	4, 2 0 0, 3 0 0

議案第29号

## 平成30年度能美市温泉事業特別会計予算

平成30年度能美市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

平成30年2月28日提出

能美市長 井出敏朗

(能美市温泉事業特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		8,369
	1 使用料	8,369
2 財産収入		14
	1 財産運用収入	14
3 繰入金		500
	1 基金繰入金	500
4 繰越金		2,217
	1 繰越金	2,217
歳入	合計	11,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 温泉事業費		11,086
	1 温泉事業費	11,086
2 諸支出金		14
	1 基金費	14
歳出	合計	11,100

議案第30号

## 平成30年度能美市農業集落排水事業特別会計予算

平成30年度能美市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ136,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

平成30年2月28日提出

能美市長 井出敏朗

(能美市農業集落排水事業特別会計)

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		601
	1 分担金	600
	2 負担金	1
2 使用料及び手数料		28,088
	1 使用料	28,087
	2 手数料	1
3 県支出金		24,440
	1 県補助金	24,440
4 財産収入		71
	1 財産運用収入	71
5 繰入金		36,100
	1 一般会計繰入金	34,000
	2 基金繰入金	2,100
6 繰越金		400
	1 繰越金	400
7 市債		46,900
	1 市債	46,900

(単位：千円)

款	項	金額
歳入	合計	136,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		76,139
	1 事業費	76,139
2 公債費		60,390
	1 公債費	60,390
3 諸支出金		71
	1 基金費	71
歳出	合計	136,600



第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業債	千円 24,900	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者 と協定するものとする。た だし、市財政の都合により 据置期間及び償還期間を短 縮し、もしくは繰上償還又 は低利債に借換することが できる。
下水道資本費平準化債	22,000			
計	46,900			

議案第31号

平成30年度能美市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度能美市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| (1) 給水戸数      | 19,267戸                 |
| (2) 年間総配水量    | 6,900,000m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均配水量   | 18,900m <sup>3</sup>    |
| (4) 主要な建設改良工事 |                         |
| 1. 配水施設拡張事業   |                         |
| 2. 配水管改良事業    |                         |
| 3. 施設改良事業     |                         |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業収益			1,117,900千円
第1項	営業収益			803,020千円
第2項	営業外収益			314,880千円
		支	出	
第1款	水道事業費用			953,500千円
第1項	営業費用			849,440千円
第2項	営業外費用			103,710千円
第3項	特別損失			350千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額363,500千円は、過年度分損益勘定留保資金317,271千円、当年度分消費税資本的収支調整額46,229千円で補填するものとする。)

		収 入	
第1款	資 本 的 収 入		337,300千円
第1項	企 業 債		311,300千円
第2項	工 事 負 担 金		7,600千円
第3項	分 担 金		18,400千円
		支 出	
第1款	資 本 的 支 出		700,800千円
第1項	建 設 改 良 費		368,200千円
第2項	企 業 債 償 還 金		332,600千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設拡張事業	8,500千円	普通貸借又は証書借入 借入時期は平成30年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
配水管改良事業	190,500千円			
施設改良事業	112,300千円			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

57,087千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、150,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

(事業名)	(種類)	(名称)	(数量)
1. 配水施設拡張事業	構築物	配水管	φ100 L= 100m
2. 配水管改良事業	構築物	配水管	φ50~300 L=1,725m
3. 施設改良事業	機械及び装置	配水施設	一式

(2) 処分する資産

(種類)	(名称)	(数量)	
構築物	配水管	φ 150	L=125.9m
構築物	配水管	φ 100	L= 24.7m
構築物	配水管	φ 75	L=179.6m
構築物	配水管	φ 50	L= 93.0m

平成30年2月28日提出

能美市長 井出敏朗

議案第32号

平成30年度能美市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度能美市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		11社
(2) 年間総給水量	辰口寺井地区工業用水道	14,576,150 m <sup>3</sup>
	根上地区工業用水道	3,968,400 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	辰口寺井地区工業用水道	39,935 m <sup>3</sup>
	根上地区工業用水道	10,872 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良工事	辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業	
	根上地区工業用水道事業施設改良事業	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 辰口寺井地区工業用水道事業収益		351,400千円
第1項 営業収益		265,330千円
第2項 営業外収益		86,070千円
第2款 根上地区工業用水道事業収益		116,600千円
第1項 営業収益		116,500千円
第2項 営業外収益		100千円
	支 出	
第1款 辰口寺井地区工業用水道事業費用		307,100千円
第1項 営業費用		274,150千円
第2項 営業外費用		32,950千円

第2款 根上地区工業用水道事業費用	112,600千円
第1項 営業費用	90,840千円
第2項 営業外費用	21,760千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額142,400千円は、過年度分損益勘定留保資金137,226千円、当年度分損益勘定留保資金3,896千円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,278千円で補填するものとする。)

	収 入	
第1款 辰口寺井地区工業用水道事業資本的収入		16,000千円
第1項 企業債		16,000千円

	支 出	
第1款 辰口寺井地区工業用水道事業資本的支出		94,800千円
第1項 建設改良費		16,000千円
第2項 企業債償還金		78,800千円
第2款 根上地区工業用水道事業資本的支出		63,600千円
第1項 建設改良費		1,250千円
第2項 企業債償還金		62,350千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業	16,000千円	普通貸借又は証書借入 借入時期は平成30年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

第1款辰口寺井地区工業用水道事業費用及び第2款根上地区工業用水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

23,890千円



(他会計からの補助金)

第9条 辰口寺井地区工業用水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、49,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

1. 辰口寺井地区工業用水道事業施設改良事業

種 類	名 称	数 量
機械及び装置	計装盤更新	一 式

2. 根上地区工業用水道事業施設改良事業

種 類	名 称	数 量
機械及び装置	電気室空調更新	一 式

平成30年2月28日提出

能美市長 井 出 敏 朗

議案第33号

平成30年度能美市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度能美市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	15,780戸
(2) 年間総処理水量	5,105,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	13,900m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
1. 施設の耐震対策事業	
2. 管渠の建設及び舗装復旧事業	
3. 流域下水道の建設に要する経費の負担	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収益			1,656,400千円
第1項 営業収益			742,000千円
第2項 営業外収益			914,390千円
第3項 特別利益			10千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用			1,640,400千円
第1項 営業費用			1,312,900千円
第2項 営業外費用			327,000千円
第3項 特別損失			500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額426,600千円は過年度分損益勘定留保資金416,744千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,856千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		1,073,900千円
第1項 企業債		701,400千円
第2項 他会計負担金		352,219千円
第3項 補助金		8,000千円
第4項 受益者負担金		10,121千円
第5項 工事負担金		2,160千円
支 出		
第1款 資本的支出		1,500,500千円
第1項 建設改良費		153,200千円
第2項 企業債償還金		1,347,300千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	91,500千円	普通貸借又は証書借入  借入時期は平成30年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
公共下水道事業債	15,900千円			
資本費平準化債	505,000千円			
公共下水道事業債 (特別措置分)	89,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 28,298千円

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

- |            | 種類  | 名称  | 数量            |
|------------|-----|-----|---------------|
| (1) 取得する資産 | 構築物 | 排水管 | φ200 L=116.0m |

平成30年2月28日提出

能美市長 井出敏朗

議案第33号

平成30年度能美市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度能美市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	15,780戸
(2) 年間総処理水量	5,105,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	13,900m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
1. 施設の耐震対策事業	
2. 管渠の建設及び舗装復旧事業	
3. 流域下水道の建設に要する経費の負担	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収益			1,656,400千円
第1項 営業収益			742,000千円
第2項 営業外収益			914,390千円
第3項 特別利益			10千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用			1,640,400千円
第1項 営業費用			1,312,900千円
第2項 営業外費用			327,000千円
第3項 特別損失			500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額426,600千円は過年度分損益勘定留保資金416,744千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,856千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		1,073,900千円
第1項 企業債		701,400千円
第2項 他会計負担金		352,219千円
第3項 補助金		8,000千円
第4項 受益者負担金		10,121千円
第5項 工事負担金		2,160千円
支 出		
第1款 資本的支出		1,500,500千円
第1項 建設改良費		153,200千円
第2項 企業債償還金		1,347,300千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業債	91,500千円	普通貸借又は証書借入  借入時期は平成30年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
公共下水道事業債	15,900千円			
資本費平準化債	505,000千円			
公共下水道事業債 (特別措置分)	89,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 28,298千円

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

- |            | 種類  | 名称  | 数量            |
|------------|-----|-----|---------------|
| (1) 取得する資産 | 構築物 | 排水管 | φ200 L=116.0m |

平成30年2月28日提出

能美市長 井出敏朗

議案第34号

平成30年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度国民健康保険能美市立病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病 院

一般病床 95床、療養病床 40床 (うち介護療養型医療施設 12床)

入 院 (年間)	37,000人	入 院 (1日平均患者数)	101人
----------	---------	---------------	------

外 来 (年間)	63,360人	外 来 (1日平均患者数)	235人
----------	---------	---------------	------

(2) 介護老人保健施設

入所定員 (短期入所を含む)	74人	通所リハビリテーション定員	25人
----------------	-----	---------------	-----

入所者 (年間)	25,550人	入所者 (1日平均利用者数)	70人
----------	---------	----------------	-----

通所者 (年間)	5,140人	通所者 (1日平均利用者数)	20人
----------	--------	----------------	-----



(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(収 入)		(支 出)	
第1款 病院事業収益	2, 104, 400千円	第1款 病院事業費用	2, 298, 400千円
第1項 医業収益	1, 762, 866千円	第1項 医業費用	2, 276, 631千円
第2項 医業外収益	341, 532千円	第2項 医業外費用	21, 468千円
第3項 特別利益	2千円	第3項 特別損失	201千円
		第4項 予備費	100千円
第2款 介護老人保健施設事業収益	407, 300千円	第2款 介護老人保健施設事業費用	438, 500千円
第1項 営業収益	401, 773千円	第1項 営業費用	427, 293千円
第2項 営業外収益	5, 526千円	第2項 営業外費用	11, 206千円
第3項 特別利益	1千円	第3項 特別損失	1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(収 入)		(支 出)	
第1款 病院事業資本的収入	361, 783千円	第1款 病院事業資本的支出	502, 930千円
第1項 企業債	173, 800千円	第1項 建設改良費	176, 596千円
第2項 負担金	180, 380千円	第2項 企業債償還金	326, 334千円
第3項 補助金	7, 602千円		
第4項 寄附金	1千円		

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額141, 147千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

(収 入)		(支 出)	
第2款 介護老人保健施設事業資本的収入	1千円	第2款 介護老人保健施設事業資本的支出	47,870千円
第1項 寄附金	1千円	第1項 建設改良費	1,400千円
		第2項 企業債償還金	46,470千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額47,869千円は当年度分損益勘定留保資金26,798千円、繰越利益剰余金処分額21,071千円で補てんする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(病院) 施設整備事業 医療機器整備事業	74,600千円 99,200千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借りる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)病	院	職員給与費	1, 306, 366千円	交際費	332千円
(2)介護老人保健施設		職員給与費	281, 821千円	交際費	140千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりである。

(1)病	院	446, 929千円	救急医療の確保に要する経費	63, 275千円
			医師等の研究研修に要する経費	2, 357千円
			追加費用に要する経費	13, 319千円
			児童手当に要する経費	6, 850千円
			企業債償還利子に要する経費	4, 938千円
			不採算地区病院の運営に要する経費	21, 038千円
			高度医療に要する経費	110, 772千円
			企業債償還元金に要する経費	180, 380千円
			経営安定に要する経費	44, 000千円

(たな卸資産購入費の購入限度額)

第9条 たな卸資産購入費の購入限度額は次のとおりと定める。

(1)病	院	284, 669千円
(2)介護老人保健施設		15, 353千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量	備 考
器械及び備品	会計表示システム等	1式	市立病院
	全自動錠剤分包機	1式	
	画像管理システム	1式	
	生化学自動分析装置	1式	

平成30年2月28日 提出

能美市長 井出敏朗